



みんなのまちづくり

「市民が主役のまちづくり」をテーマに、市が取り組もうとしている施策とその背景、市民のみなさんと市役所の間を遠ざけているものの一つである難解な行政用語などをわかりやすく解説するコーナーです。

③「自治基本条例に求められるもの」

「市民活動の高まり」と「地方分権の推進」を背景とした「協働のまちづくり」の基本ルール「自治基本条例」は、法律で制定が義務付けられているものではなく、決まった形があるわけでもありません。従って、この条例を制定している自治体は、自分たちのまちづくりをどのように進め、そのためにどのような自治を行うのかを、それぞれ特色のある形で表現していますが、それらのいずれも次の共通する理念によりまとめられています。

まちづくりの基本理念と自治運営の基本原則

わがまちをどう育て、そのためにどのようなまちづくりをしていくのかを明らかにし、それに則して自治運営を進めることを宣言するものです。

市民の市政参加の保障と「住民自治」の確立

自治の主体を「市民」と位置づけ、市政参加への権利を保障するとともに、そのための市民、行政、議会の責務を明らかにするものです。

市における最高規範としての位置づけ

他の条例、規則等の制定改廃や運用、政策実施にあたっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることが求められており、「自治体の憲法」と例えられています。

住民自治

行政用語メモ

市が独立した存在として、国や県との対等協力関係において行う地域の行政は、市民の意思と責任に基づいて行われるという原則



このコーナーは行政改革課 ☎ 82-1135 が担当します



ボランティア通信 6

山陽小野田市で活動されているNPO・ボランティア団体等を紹介するコーナーです。

NPO 有帆会

「住みよく楽しいまちづくり、老いも若きもいきいきと生活できる地域づくり」をモットーに活動する有帆会は、平成17年11月にNPO法人の認証を受けました。

有帆地区を中心に、私たちは地域を盛り上げる様々な活動に取り組んでいますが、先日も有帆児童館で行われた「元気キッズ&ファミリーフェスタ」に参加し、地元の子どもに「伝承あそび」を指導したばかりです。竹とんぼ・竹馬・こま・お手玉など、懐かしい昔のあそびを通じて、交流を図りました。

また老人会の会食会でも、踊り・歌・銭太鼓を披露して、高齢者のみなさんと楽しい時間を



▲「元気キッズ&ファミリーフェスタ」で昔のあそびを楽しんだ有帆会のみなさんと地域の子どもたち。

過ごすなど、充実した活動を続けています。

「住みよく楽しいまちづくり」を目指してみなさんも私たちと一緒に活動してみませんか。ご参加をお待ちしています。

●問い合わせ先

「NPO 有帆会」事務局 (☎ 83-5336)